

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民が享受する。これは人類普遍の原理なり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和の爲め、人間相互の関係を支配する崇高な生心を深く自覺するのである。平和を愛する國民の上と云ふに任頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制的統治の弊を去りかゝる永遠に除去しようと努めてゐる國際社会に對する、地盤をもつてゐる。われらは、全世界の國民が、ひとり恐怖と欠乏から離れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことを常に他の國々の問題ではないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものなり。この点にて從ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。  
かいけんもんだいのきそちしき

# 憲法改正問題の焦点が すっきりわかる！